

第 2 3 5 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(平 成 3 0 年 3 月 9 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第2号）

○開会の日時 平成30年 3月 9日 午後 1時00分開議
午後 3時47分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（25人）

委員長	佐々木	肇	副委員長	岡崎	健吾
委員	原田	敏匡	委員	山本	留義
”	佐々木	隆徳	”	工藤	祥子
”	横垣	成年	”	目時	睦男
”	野呂	泰喜	”	石田	勝弘
”	菊池	広志	”	東	健而
”	佐賀	英生	”	富岡	修
”	大瀧	次男	”	中村	正志
”	濱田	栄子	”	浅利	竹二郎
”	斉藤	孝昭	”	富岡	幸夫
”	村中	徹也	”	川下	八十美
”	半田	義秋	”	菊池	光弘
”	鎌田	ちよ子			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

市	長	宮下	宗一郎
副市	長	鎌田	光治
政策統括監	総務部長	川西	伸二
企画部	長	村田	尚
財務部	長	氏家	剛
財務部	税務調整監	赤坂	吉千代
民生部	長	中里	敬
保健福祉部	長	瀬川	英之
保健福祉部	健康づくり推進監	徳田	暁子
経済部	長	三上	達規

川内庁舎所長	二本柳 茂
大畑庁舎所長	坂井 隆
脇野沢庁舎所長 総務部シティプロモーション推進監	浜田 一之
会計管理室長 総務部理事出納室長	畑中 秀樹
選挙管理委員会事務局長	濱田 賢一
監査委員事務局長	二本柳 茂
公営企業局長下水道部長	萬年 茂昭
総務部政策推進監政策推進課長	吉田 真
企画部政策推進監企画調整課長	吉田 和久
財務部政策推進監財務課長	松谷 勇
財務部副理事工事検査課長	眞野 修司
民生部政策推進監市民課長	坂野 かづみ
保健福祉部政策推進監 障害福祉課長	鍋谷 久美子
保健福祉部副理事児童家庭課長	樋山 政之
保健福祉部副理事健康推進課長	工藤 和彦
経済部政策推進監 農業委員会事務局次長	金浜 達也
総務部副理事出納室次長	田中 宏司
公営企業局政策推進監 下水道部政策推進監	濱谷 重芳
総務部総務課長	角本 力
総務部総合情報課長	澤田 眞紀子
企画部ジオパーク推進課長	藤島 純
企画部市民連携課長	中野 敬三
企画部企画調整課総括主幹	青山 諭
財務部財務課資金企画室長	澁田 剛
財務部管財課長	木下 尚一郎
財務部管財課施設経営室長	飛内 義雄
財務部税務課長	中村 智郎
民生部国保年金課長	高杉 俊郎
民生部環境政策課長	成田 司
保健福祉部生活福祉課長	工藤 淳一
保健福祉部介護福祉課長 老人憩の家福寿荘所長	千代谷 賀土子
保健福祉部健康推進課総括主幹	鍋谷 眞弓

保健福祉部中島児童館・ 湯坂下児童館・正津川児童館長	伊勢田 節 子
保健福祉部キッズパーク所長	原 朱 美
経 済 部 シティプロモーション推進課長	松 山 勝
経 済 部 産 業 振 興 課 長 勤 労 青 少 年 ホ ー ム 館 長	石 田 隆 司
経 済 部 農 林 畜 産 振 興 課 長	酒 井 一 雄
経 済 部 水 産 振 興 課 長	立 花 一 雄
経 済 部 観 光 戦 略 課 長 安 渡 館 館 長	杉 澤 一 徳
川 内 庁 舎 管 理 課 長	鷺 岳 彰 丸
大 畑 庁 舎 市 民 生 活 課 長	西 正 文 明
脇 野 沢 庁 舎 管 理 課 長	加 藤 博
選挙管理委員会事務局総括主幹	橋 立 宣 幸
公 営 企 業 局 下 水 道 課 長 下 水 道 部 下 水 道 課 長	中 村 亨
総 務 部 総 務 課 主 幹	栗 橋 恒 平
企画部ジオパーク推進課主幹	村 口 一 也
財 務 部 財 務 課 主 幹	対 馬 睦
財 務 部 管 財 課 主 幹	工 藤 大 介
財 務 部 管 財 課 主 幹	畑 山 勝
財 務 部 税 務 課 主 幹	宮 下 圭 一
財 務 部 税 務 課 主 幹	対 馬 亮 子
財 務 部 税 務 課 主 幹	金 田 貴 裕
財 務 部 税 務 課 主 幹	遠 藤 優 子
民 生 部 市 民 課 主 幹	澤 田 哲 也
民 生 部 国 保 年 金 課 主 幹	赤 石 奈 穂 子
民 生 部 環 境 政 策 課 主 幹	畑 中 俊 彦
民 生 部 環 境 政 策 課 主 幹	品 木 聡
保健福祉部児童家庭課主幹	品 木 貴 子
保健福祉部児童家庭課主幹	中 村 す み 子
保健福祉部児童家庭課主幹	松 山 徹
保健福祉部児童家庭課主幹	柳 谷 恭 子
保健福祉部介護福祉課主幹 老人憩の家長寿荘所長	池 田 雅 文
保健福祉部障害福祉課主幹	工 藤 周
保健福祉部健康推進課医療主幹	畑 中 美 雅

保健福祉部健康推進課医療主幹	木村公子
經濟部産業振興課主幹	小林睦子
經濟部観光戦略課主幹	畑中正行
大畑庁舎管理課主幹	立花永咲
教育委員会事務局総務課主幹	柏谷圭則
企画部企画調整課主任主査	徳学
企画部企画調整課主任主査	井戸向秀明
企画部企画調整課主任主査	新田剛
財務部管財課主任主査	片山研
総務部総務課主事	中村善光
保険福祉部児童家庭課主事	萩原由芙子

○事務局出席者

事務局長	東雄二	次長	伊藤泰成
総括主幹	奥本聡志	主幹	葛西信弘
主任主査	堂崎亜希子	主事	山本翼

(午後 1時00分 開議)

○委員長(佐々木 肇) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は20人で定足数に達しております。

これより当委員会に付託されました議案第28号 平成30年度むつ市一般会計予算から議案第35号 平成30年度むつ市水道事業会計予算までの各会計予算について審査をいたします。

審査は、お手元に配布してあります予算審査特別委員会審査予定表並びに平成30年度予算説明の順序及び説明員の順に従い審査をまいります。

ここで市長からご挨拶があります。市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) まず、きのうは議案第38号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて及び議案第37号 むつ市教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについて、それぞれご同意をいただきましたこと、心より御礼を申し上げたいと存じます。

新たに選任されました副市長及び教育長と力を合わせ、さまざまな行政課題に対し、市民の皆様のサービス向上に全力で取り組んでまいりたいと存じますので、議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、予算審査特別委員会の開催に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本特別委員会では、議案第28号の平成30年度むつ市一般会計予算から議案第35号までの各特別会計予算をご審議いただくこととなります。予算編成に当たりましては、厳しい財政状況にある中、むつ市財政中期見通しを前提とし、将来にわたって持続可能な財政運営を推進するため、財政の健全化を最重点事項として取り組んでおります。

その一方で、全ての世代の市民の皆様が笑顔輝き、そしてこのまちで希望を持てるように、全世代市民応援予算として重点施策を積極的に展開することとしております。

一般会計予算案では、総額382億1,600万円と前年度に比べ53億5,600万円、率にして16.3%の増となったものであります。この予算審査特別委員会で慎重なるご審議をいただき、また理事者側としても真摯にご答弁させていただきますので、全議案御議決賜りますようお願いを申し上げます。

また、公務のため、常時この席についていることはございませんので、委員長及び各委員におかれましては、ご了承いただきますようお願い申し上げ、予算審査特別委員会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） これで市長の挨拶を終わります。

審査の日程は、本日から3月12日、13日の3日間を予定しておりますが、委員各位のご協力をいただきながら、慎重かつ十分な審査が行われますよう予算審査特別委員長として責務を果たしてまいりたい所存であります。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、審査の方法についてであります。一般会計予算につきましては、議事の進行上、初めに歳出の各款ごとに順次概要説明を受け、審査し、次に歳入の一括審査をいたします。そのほかの予算につきましては、議案ごとに一括説明を受け、審査をしてまいります。

また、説明員につきましては、審査の状況によりまして、課長等の出席も随時認めたいと思っておりますので、ご了承願います。

これより議事に入ります。

それでは、まず議案第28号 平成30年度むつ市一般会計予算を議題といたします。

第1款議会費であります。説明、質疑を省略いたします。

次は、第2款総務費について、理事者の説明を求めます。政策統括監。

○政策統括監総務部長（川西伸二） それでは、第2款総務費のうち、総務部が所管するものについてご説明いたします。予算書の29ページをお開き願います。

まず、第1項総務管理費、第1目の一般管理費についてであります。これは総務部門の職員の給与、秘書業務に要する経費及び下北地域広域行政事務組合などに対する負担金に関する経費でありまして、主なものといたしましては、特別職及び一般職員の給与費のほか、下北地域広域行政事務組合負担金などとなっております。

次に、31ページに移りまして、第6目の文書管理費についてであります。これは庁内の文書及び例規の管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、コピー用紙などの消耗品、郵便料金、例規執務システムデータベース更新業務などに要する経費となっております。

次に、第7目の人事管理費についてであります。これは臨時職員の賃金や職員の共済組合等の負担金に要する経費でありまして、主なものといたしましては、産業医及び非常勤嘱託員の報酬、共済組合等負担金、病気休暇・出産休暇に係る代替職員や事務補助等の臨時職員の賃金、職員の研修旅費、国土交通省などの研修生の貸し室借上料などとなっております。

次に、34ページに移りまして、第20目の経営改善費についてであります。これはマイナンバー制度に係る通知カード及びマイナンバーカードの作成等

のための経費でありまして、社会保障・税番号制度対応事業費となっております。

次に、35ページにかけましての第22目の情報管理費についてであります。これは情報システムとネットワーク管理運営事業に要する経費でありまして、主なものといたしましては、システム管理運営事業費、ネットワーク管理運営事業費などとなっております。

以上、総務部が所管する歳出予算の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 企画部長。

○企画部長（村田 尚） それでは、第2款総務費のうち、企画部で所管しております費目についてご説明いたします。予算書の29ページをお開き願います。

まず、第1項総務管理費、第2目の企画費についてであります。これは各種団体に対する負担金及び補助金のほか、総合経営計画の推進、下北ジオパークの推進並びに国際交流等に関する経費で、主なものといたしましては、公共用地取得事業特別会計への繰出金のほか、ことしが戊辰150年の節目に当たることから、会津若松市姉妹都市交流事業を計上し、記念事業を実施するものであります。

次に、30ページに移りまして、第4目の原子力広報調査費についてであります。これは県から交付されます中間貯蔵施設、東通及び大間原子力発電所に係る広報・調査等対策交付金を財源とする当該施設等に関する知識の普及を図るための経費で、主なものといたしましては、原子力施設等見学会開催事業費として、市民の皆様を対象とした原子力発電所や原子力関連施設への視察見学会に要する経費などとなっております。

次に、第5目再生可能エネルギー推進費についてであります。これは再生可能エネルギーの推進、太陽の恵み基金事業等を行うための経費で、主なものといたしましては、再生可能エネルギー導入事業費として、国のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金を活用し、おおみなと臨海公園において太陽光発電設備を導入するための可能性調査などを実施するためのものであります。

次に、34ページに移りまして、第18目の広報費についてであります。これは広報事務に要する経費でありまして、主なものといたしましては、広報紙発行費、エフエムむつ放送事業委託料などとなっております。

次に、第19目のコミュニティ推進費についてであります。これは町内会等を含めた地域団体の皆様に安心して市民活動に取り組んでいただくための

市民活動保険料、町内会の運営や事業実施に係る経費の一部及び集会施設の改修や用地借受料に係る補助を行うための経費で、地域コミュニティ保全事業費及びコミュニティ助成事業費となっております。

次に、第21目の市民連携推進費についてであります。これは市民協働・参画の推進に要する経費でありまして、主なものといたしましては、脇野沢温泉運営事業費として、平成30年度より再開する脇野沢温泉の運営に関する経費となっております。

次に、35ページに移りまして、第23目のコミュニティセンター管理費についてであります。これはむつ地区3カ所、大畑地区2カ所、脇野沢地区7カ所のコミュニティセンターの管理に要する経費となっております。

次に、第24目の市民相談費についてであります。これは各種相談業務に要する経費でありまして、主なものといたしましては、市民の声データベースシステム保守業務委託料及びその他市民相談費として、法律相談に係る弁護士謝礼などとなっております。

次に、第25目の諸費についてであります。これは国から委託されております自衛官募集事務に関する経費であります。

次に、第26目の男女共同参画費についてであります。これは男女共同参画を推進するための男女共同参画推進委員会の開催に要する経費などとなっております。

次に、36ページに移りまして、第38目の過疎地域自立促進基金費についてであります。これはむつ市過疎地域自立促進計画に基づく過疎地域自立促進特別事業に係る年度間の財源調整を図るため、過疎対策事業債の発行上限額に対して実発行額が下回った場合、その差額分を基金に積み立て、次年度以降の財源として活用するためのものであります。

次に、37ページにかけての第39目地方創生関連交付金事業費についてであります。これは国から認定を受けました地域再生計画に基づく事業を推進するため、交付決定を受けた地方創生推進交付金を財源として実施いたします下北ジオパークによる観光地域づくり（しもきたDMO推進事業）などに要する経費や、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税を財源として実施いたします次世代を担うプラチナ人財育成プロジェクト事業に関する経費となっております。

次に、40ページをお開き願います。第5項統計調査費、第1目の統計調査総務費についてであります。これは職員2名分の給与費と統計調査員確保対策に要する経費となっております。

次に、第2目の諸統計調査費についてであります。これは各種の統計調

査を実施するために要する経費でございます。

以上が、第2款のうち、企画部が所管しております費目の説明になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） それでは、第2款総務費のうち、財務部で所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の30ページをお開き願います。

まず、第1項総務管理費、第3目の調整費についてであります。これは電源立地地域対策交付金及び防衛施設が所在することに係る交付金に関する事務等、各種補助元との連絡調整のための事務費であります。

次に、31ページに移りまして、第8目の財政管理費についてであります。これは予算の執行管理のための事務費であります。

次に、第9目の財産管理費についてであります。これは市有財産の管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、公有建物や公用自動車等の公有財産保険料、財産の維持管理に要する経費及び省エネ法関連事業費であります。

次に、32ページに移りまして、第10目の契約管理費についてであります。これは財務部管財課において一元的に執行している工事等の入札や物品等の購入等に係る契約に要する事務費であります。

次に、第11目の工事検査費についてであります。これは検査業務を行うことに要する事務費であります。

次に、第13目の庁舎管理費についてであります。これは本庁舎の維持管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、光熱水費等の本庁舎管理費及び本庁舎空調設備改修事業費であります。

次に、33ページに移りまして、第17目の車両管理費についてであります。これは市の所有する自動車のうち、財務部管財課及び各庁舎管理課が一元管理しております公用自動車116台分の維持管理に要する経費であります。

次に、少し飛びまして、36ページをお開き願います。第30目の財政調整基金費についてであります。これは年度中途における財政需要に的確に対応するため基金に積み立てるものであります。

次に、第31目の土地開発基金費についてであります。これは新年度に生じる利子を基金に積み立てるものであります。

次に、第32目の減債基金費についてであります。これは新年度に生じる利子を基金に積み立てるものであります。

次に、第33目の公共施設整備基金費についてであります。これは新年度

に生じる利子を基金に積み立てるものであります。

次に、第34目の地域振興基金費についてであります。これは電源立地地域対策交付金を今後の事務事業の財源に充てるため基金に積み立てるものであります。

次に、第35目の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金費についてであります。これは特定防衛施設周辺整備調整交付金をむつ市福祉バス運行事業のほか、むつ市スクールサポーター等の非常勤職員に係る人件費の財源に充てるため基金に積み立てるものであります。

次に、第37目の地域基盤安定化基金費についてであります。これは合併特例債を原資とし、将来における地域住民の連帯強化や生活基盤の安定化、地域振興に資する事業の財源に充てるため基金に積み立てるものであります。

引き続き第2項徴税費についてご説明いたします。38ページをお開き願います。まず、第1目の税務総務費についてであります。これは市税の賦課事務に要する経費で、主なものといたしましては、税務課職員の給与費、地方税電子申告システム運用費及び平成33年度における固定資産評価替え事業費であります。

次に、第2目の市税等徴収費についてであります。これは市税の徴収事務に要する経費で、主なものといたしましては、納税貯蓄組合補助金、市税等還付金及び滞納管理システム維持管理事業費であります。

以上が第2款総務費のうち、財務部が所管しております費目の説明であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 経済部長。

○経済部長（三上達規） それでは、第2款総務費のうち経済部が所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の36ページをお開き願います。

まず、第1項総務管理費、第36目のふるさと納税寄附金基金費についてであります。これはふるさと納税寄附金を基金に積み立てるもので、1億9,000万5,000円を計上するものであります。

以上が第2款総務費のうち、経済部で所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 会計管理者。

○会計管理者総務部理事出納室長（畑中秀樹） それでは、第2款総務費のうち、出納室が所管しております費目についてご説明をいたします。戻りまして、予算書の32ページをお開き願います。

第12目会計管理費についてであります。これは出納事務に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、決算書印刷に係る製本費、市公金の口座振替に係る手数料、指定金融機関派出所派遣委託料となっております。

以上が第2款総務費のうち、出納室が所管しております費目のご説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（二本柳 茂） それでは、第2款総務費のうち、川内庁舎が所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の33ページをお開き願います。

まず、第1項総務管理費、第14目の川内庁舎管理費についてであります。これは川内庁舎の維持管理に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、当直、日直、清掃並びに自動車運転手等の臨時職員賃金、公共施設ごみ収集運搬業務等の委託料などとなっております。

次に、35ページに移りまして、第27目川内地区応急対策費についてであります。これは町内会など地域の要望に迅速に対応するために要する経費であります。

以上が第2款総務費のうち、川内庁舎で所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（坂井 隆） それでは、第2款総務費のうち、大畑庁舎で所管しております費目につきましてご説明いたします。予算に関する説明書の33ページをお開き願います。

第1項総務管理費、第15目の大畑庁舎管理費についてであります。これは大畑庁舎の維持管理に要する経費であります。

次に、35ページをお開き願います。第28目の大畑地区応急対策費についてであります。これは急を要する地域要望に迅速に対応するための経費であります。

次に、37ページをお開き願います。第40目の庁舎建設費についてであります。これは大畑庁舎移転事業に係る経費で、主なものとしたしましては、移転改修実施設計委託料、外構工事測量設計委託料などとなっております。

以上が第2款総務費のうち、大畑庁舎で所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（浜田一之）

○脇野沢庁舎所長経済部シティプロモーション推進監（浜田一之） それでは、

第2款総務費のうち、脇野沢庁舎が所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の33ページをお開き願います。

まず、第1項総務管理費、第16目の脇野沢庁舎管理費についてであります。これは庁舎の維持管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、自動車運転手、臨時職員等の賃金、庁舎及び地域交流センターの維持管理に要する経費などとなっております。

次に、36ページに移りまして、第29目脇野沢地区応急対策費についてであります。これは緊急な地域要望等に迅速に対応するための経費でございます。

以上が、第2款総務費のうち、脇野沢庁舎で所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） それでは、第2款総務費のうち、民生部で所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の39ページをお開き願います。

第3項第1目の戸籍住民基本台帳費についてであります。これは戸籍や住民基本台帳の事務に従事する職員の給与や管理業務に要する経費及び窓口業務に要する経費でありまして、主なものといたしましては、一般職員の給与費のほか、窓口サービス専門員14名の報酬等を含む窓口サービス向上事業費などとなっております。

以上が第2款総務費のうち、民生部が所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（濱田賢一） それでは、第2款総務費のうち、選挙管理委員会に所管しております費目についてご説明いたします。引き続き予算に関する説明書39ページになります。

まず、第4項選挙費、第1目選挙管理委員会費についてであります。これは選挙管理委員会の運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、選挙管理委員会委員4名の報酬及び事務局職員4名の給与費となっております。

次に、40ページに移りまして、第2目明るい選挙推進費についてあります。これは選挙啓発や明るい選挙推進活動に要する経費でありまして、主なものといたしましては、明るい選挙推進協議会委員の選挙啓発に係る各種研修会等への参加旅費となっております。

次に、第3目むつ市長選挙費についてあります。これは本年6月28日

任期満了となりますむつ市長選挙の執行経費でありまして、主なものとしたしましては、投票管理者、投票立会人、投開票事務等に従事する職員等の報酬、臨時職員の賃金、ポスター掲示場設置業務等の委託料などとなっております。

次に、第4目青森県議会議員一般選挙費についてであります。これは平成31年4月29日、任期満了となります青森県議会議員一般選挙の執行準備経費でありまして、主なものとしたしましては、事務局職員等の手当、臨時職員の賃金、ポスター掲示場設置業務等の委託料などとなっております。

以上が第2款総務費のうち、選挙管理委員会が所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（二本柳 茂） それでは、第2款総務費のうち、監査委員事務局で所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の41ページをお開き願います。

第6項監査委員費、第1目監査委員費についてであります。これは監査委員及び事務局の運営に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、事務局職員5人分の給与費、監査委員に係る報酬、費用弁償などとなっております。

以上が第2款総務費のうち、監査委員事務局で所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 質疑に入る前に、委員長からお願い申し上げます。

質疑をされる委員は、大変恐れ入りますが、挙手のうえ、議席番号をお知らせくださいますようお願い申し上げます。

それでは、質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 何点かよろしく申し上げます。

まず、29ページの一般管理費で下北地域広域行政事務組合負担金の中の文化会館費1億4,000万円ほどということで、昨年よりかなりふえて、3,000万円ほど。でも大体維持管理費は1億円前後かなというふうに思うのですが、このふえている要因をお聞かせ願いたいと思います。

それと2点目ですが、31ページの人事管理費のところになるのですが、職員の人数というところをちょっと確認したいのです。この予算書の最後の85ページのところには、昇給ということで、本年度職員数が457人とか、前年度は450人というふうに載っておるのですが、そういう意味ではこの数字は450人から457人にふえているということですが、先の私の質疑に対

して、職員は1名減になるというふうな説明がございまして、ここのところをもう少し説明してもらえればなど。まず、この85ページの数字と現在の職員の人数に乖離があるのかどうか、そここのところの説明をお願いしたいと思います。

それと同じ31ページですが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策事業費があるのですが、これをもう少し詳しく教えていただければと思います。

あと最後ですが、32ページの庁舎管理費で本庁舎空調設備改修事業で1億500万円ほど計上されております。今までは、たしか屋根の改修ということで、数億円使ったと思うのですが、その屋根の改修は終わったのかどうかということと、あわせて今度この空調の改修事業は、この1億500万円で全て終了するのか、それともまた二、三年かかる修理なのかどうかも含めてよろしく申し上げます。

○委員長（佐々木 肇） 財務課長。

○財務部政策推進監財務課長（松谷 勇） 最初に、文化会館の経費につきまして、昨年度よりふえている要因ということでのお尋ねだったと思いますけれども、まず防災の設備改修工事、こちらのほうを3,800万円程度で実施いたします。また、外壁等が大変傷んでいるということで、そちらにかかわる設計業務委託といたしまして、約800万円ほどを計上している関係で、経費のほうにふえているということになります。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 総務課長。

○総務部総務課長（角本 力） 横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

職員数ということでございますけれども、ただいまの第2款の一般管理費に出てくる職員数につきましては、あくまでも総務部ですとか企画部ですとか、この事業にかかわる職員数ということでございます。予算書のほうでは特別職2名、一般職114名ということでご説明させていただいております。

そして、議案質疑での人数ということですが、先般の議案質疑では、今年度の人数が494人、来年度の人数が493人ということでご説明させていただいておりますけれども、こちらのほうは公営企業局も含みます市全体での人数ということになります。そして、85ページのほうにございます給与費明細書の人数につきましては、こちらは一般会計の総数ということになりますので、それぞれ意味を持った数字ということになりますので、その点でご理解いただきたいと存じます。

○委員長（佐々木 肇） 施設経営室長。

○財務部管財課施設経営室長（飛内義雄） ポリ塩化ビフェニル対策事業費と

いうことではありますが、この業務はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、青森県から当廃棄物についての確実かつ適正な処理体制の確保と推進に関する通知に基づき、市の施設におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を計画的に行うため、まずは保有の有無を専門業者に依頼し把握するものであります。

これまでポリ塩化ビフェニル廃棄物につきましては、調査を行って、保有が確認されたものについては保管管理基準に従って保管し、処分しておりますが、今回はこれまでの調査の時点で既に休止となっていて、調査を行っていない施設を中心としているほか、職員が調査した範囲を超えた電気工作物の内部を中心とした約70施設の点検を行い、市の施設全体の保有の有無を把握するものでございます。

○委員長（佐々木 肇） 管財課長。

○財務部管財課長（木下尚一郎） 横垣委員の庁舎管理費に関する質疑にお答えいたします。

まず、屋根の改修工事ですけれども、昨年度、本年度の2カ年で終了いたしております。

平成30年度に予算計上しております本庁舎空調設備改修事業費についてですが、工事概要は、本工事は天井部分に設置しております冷温風の吹き出し口でありますファンコイルユニットの改修工事であります。既設の108カ所のうち、86カ所がこの建物の竣工当時からのものでありまして、設置から22年が経過し、老朽化が著しく、本体と接続部分の配管の腐食による漏水等や、交換部品の生産中止により保守や修繕に影響が出ていることから改修するものでありまして、これは単年度の事業であります。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 最初の下北文化会館費ですが、これは防災設備の部分の改修だということですが、これは3,800万円云々で終了ということではよろしいかどうかというのをお聞きいたします。それから、もしこれからまた大規模な改修を予定しているのであれば、教えていただければと思います。

それと、ポリ塩化ビフェニルについてですが、そういうふうに国のほうから来たということは、かなりそれなりに危険なものなのかなというふうに思うのですが、これはそうすると調査をして、今年度でこの事業も大体終了するというふうなことでよろしいかどうかということです。

あと本庁舎のほうの空調設備が単年度で終了ということではありますが、こ

れで大体本庁舎の改修事業というのは大方安心するというところでよろしいでしょうか。また、それともまた大きな改修の予定があるのであれば、ちょっと教えてほしいなど。よろしくお願いします。

○委員長（佐々木 肇） 財務課長。

○財務部政策推進監財務課長（松谷 勇） 下北文化会館におきます来年度実施いたします防災設備改修工事につきましては、消防のほうからの指摘事項等もございまして、改修するということになりまして、その3,800万円程度の事業で、それで終了ということになります。

また、今後の大規模な改修事業等はないかというお尋ねでございましたけれども、外壁等の傷みが激しいということで、来年度設計業務委託料を組みますので、もしその中で大変傷みが激しいというところがあれば、その部分から重点的に改修するという計画になっておりますので、まずはその設計の業務委託料の結果次第ということになっております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 施設経営室長。

○財務部管財課施設経営室長（飛内義雄） ポリ塩化ビフェニルの事業期間ということではありますが、平成30年度に該当施設の使用状況調査を行いまして、高濃度のポリ塩化ビフェニル廃棄物が発見された場合には、関連法案の廃棄物特別措置法に基づく青森県への届け出を行い、平成31年6月までに処理計画を提出し、平成34年3月31日までに処分が必要となることから、平成32年度または平成33年度のいずれかに処分することとなります。

また、低濃度の廃棄物につきましては、平成39年3月31日までに処分する予定としております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 管財課長。

○財務部管財課長（木下尚一郎） 今後の本庁舎の改修計画は、ということにお答えいたします。

平成30年度に予算計上いたしました改修事業を終えますと、当面大規模な改修事業の予定はございませんが、今後とも更新周期を迎える設備や、保守点検等で修繕を必要とする部分も出てくるかと思われますので、財政状況を勘案しつつ、庁舎の長寿命化に努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。瀧田栄子委員。

○委員（瀧田栄子） 3点ほどお尋ねいたします。

36ページの第39目地方創生関連交付金事業の中で、「むつ市のうまい三本の矢」による地域ブランド化推進事業費というのが出ております。今回むつ市のうまいは日本一推進条例が提案されていますけれども、その共通性といえますか、新しいまた三本の矢が出てきましたので、そのこのところでどういった事業内容なのかお聞きします。

それから、その同じ項目でアグリビジネス事業費に100万円計上されております。この事業内容とあわせてお聞きします。

次に37ページ、庁舎建設費の中で大畑庁舎の改修設計委託料ということで3,800万円ほど計上されておりますけれども、ことしのタイムスケジュールをお知らせください。前回の議会では、耐震強度を調査しなければならないということで、強度が1.25必要という話でしたが、その後どういう進展で、来年度はどのようなところまで持っていくのかお知らせください。

○委員長（佐々木 肇） 経済部長。

○経済部長（三上達規） お答えします。

まず、地方創生関連交付金事業の「むつ市のうまい三本の矢」による地域ブランド化推進事業でございますが、これは複数の事業から成っている事業でございます。財源として地方創生の交付金が充てられているものでございます。

まず1つずついきますと、海外展示商談会・見本市事業につきましては、香港におきまして、青森県の「A! Premium」と連携して、水産物、昨年度はホタテ、今年度は海峡サーモンでございましたが、その商談会に出席しまして、香港のバイヤーとマッチングをいたしておりまして、今年度の海峡サーモンにつきましては、1件の取引実績が上がったところでございます。

それから、まず先に大湊海自カレー事業費につきましては、海自カレーを提供している店舗部会の皆様に対しまして、負担金として拠出したしまして、各種海自カレーのセレモニーですとか、販売促進に向けたスタンプラリーですとか、その店舗部会の取り組みに対して支援しているところでございます。

一球入魂かぼちゃ事業につきましては、一球入魂かぼちゃの生産の拡大のための指導に対する費用ですとか、あるいは農業資材に対する経費に対して支援をしている事業でございます。

それから、アグリビジネス事業につきましては、クラウドファンディングでアグリビジネスを行う者に対して、クラウドファンディング事業者に対する支援として予算化しているものでございます。これらにつきましては、いずれも平成28年度、平成29年度と継続して、平成30年度も継続している事業

でございます。

そして、むつ市のうまいは日本一推進条例とどういう関係があるのかということでございますが、あれは新たに「むつ市のうまいは日本一！」推進事業として10年経過したことを契機に、もう一度地産地消ですとか、それから地産外商ですとか、食に関する取り組みを見直して強化しようということでございます。この総務費とは別に商工費のほうで新たな新規事業としていろいろな事業を組んでおります。例えばその中ではむつ市のうまい！ステップアップ事業というようなことございまして、6月2日に開催する予定の記念イベントですとか、あるいは新商品開発に対する支援、販路開拓に対する支援といったものを新たに新規事業として予算計上しているところでございます。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（坂井 隆） 濱田委員のお尋ねにお答えいたします。

大畑庁舎移転事業のタイムスケジュールということでございますけれども、今年度耐震診断、年度いっぱいかけて実施する予定で、3月いっぱい終わる予定でございます。

それから、新年度につきましては、ここに書いてありますとおり、実施設計、本体と、あと外構の部分の設計をやります。それを年度いっぱい終わらして、翌年度に工事をする。翌年度中に移転を完了するという予定でございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 「むつ市のうまいは日本一！」、そして別事業として立ち上げるということですが、何か少しばらばらなイメージを持っています。同じ食の発信でありながら、どこか統一したものが欲しかったなという気持ちがあります。「むつ市のうまいは日本一！」の中の、そしてその中で三本の矢をつくって、たくさんのおいしいものはありますけれども、特別強化していくというような考えなのか、それとも全く違う方向で発信していくということなのか、もう一度確認いたします。

それから、大畑庁舎のほうですけれども、今年度いっぱい耐震強度は出るということなのですか、それは今の時点で、では予算を上げてきたということは、耐震は大丈夫だというような考えですか。

○委員長（佐々木 肇） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（坂井 隆） お答えします。先に大畑庁舎のほうからお答え

します。

耐震、今まだ最終成果は上がってきておりませんが、途中経過といいたしましては、いい方向の数値が出ているということでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 経済部長。

○経済部長（三上達規） ばらばらではないかというお話なのですが、こちらのほうは地方創生交付金という財源として県のお金が入っておりますので、その科目が総務費なので総務費に計上しております。新たな事業は、その財源が入っておりませんので、商工費のほうで計上しているということでありまして、別に取り組みはばらばらではなくて、経済部挙げて取り組むつもりですので、ご了承いただきたいと思っております。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） ページ数でいくと37ページのイルカと人との共生によるふれあいビーチ in むつわんの事業費の詳細の説明をお願いします。

それから、ページでいくと39ページ、窓口サービス向上事業、具体的にどんなことなのかをお知らせください。

○委員長（佐々木 肇） 企画調整課長。

○企画部政策推進監企画調整課長（吉田和久） 齊藤委員のお尋ねにお答えいたします。

イルカの事業につきましては、これ全額むつわんイルカふれあい協議会負担金として支出しております。平成30年度の事業につきましては、基礎調査、研究者の方々の船の借上料、またイルカに向けた保護、研究とか、また今年度から実施して大変好評を博しておりますドルフィンウォッチングモニターツアー等の事業費を計上しております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 市民課長。

○民生部政策推進監市民課長（坂野かづみ） 齊藤委員のお尋ねにお答えいたします。

昨日市長も申し上げておりますが、今総合窓口と市民課の窓口サービス専門員を一本化したしまして、よりすぐれた接客対応に努めたいという思いで新しい事業として取り組もうと思っております。実質的には2名増みたいに見えるのですが、現在の総合窓口とプラスして人数的には変わっておりません。それで、いろいろな部の数がふえたり、お客様が迷わないようにとか、お客様が心地よい気持ちで来庁されるようにというのに努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐々木 肇） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） イルカのほうは、むつわんイルカふれあい協議会の負担金がほとんどだというふうな話だったと思いますが、その協議会というのはどういう団体なのかを説明をお願いします。

窓口サービス向上事業費については、今の説明でいくと、ほとんどが人件費ということのように聞こえましたが、ほとんどが人件費だというと、では2,500万円分の人件費ということでもいいのかどうかをお知らせください。

○委員長（佐々木 肇） 企画調整課長。

○企画部政策推進監企画調整課長（吉田和久） お答えいたします。

むつわんイルカふれあい協議会ということでございますが、こちらは平成29年3月に立ち上げた協議会でございます。16の団体と個人で構成しております。内容といたしましては、NPO法人シェルフオレスト川内、浅虫水族館、北海道大学、下北地域県民局、川内町漁業協同組合様等、またむつ市川内町商工会さん、むつ市教育委員会等の合計16団体、個人で構成されております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えいたします。

窓口サービス向上事業費の内容であります。窓口サービス専門員14名の報酬、費用弁償等でございます。なお、研修等につきましては、平成30年度については、みちのく銀行様のご支援、ご協力をいただいて窓口サービス専門員の接遇研修、これを実施してまいります。その他職員については、市の人事部門で計上しております職員の研修旅費を用いて窓口サービスのあり方について勉強するという形で、このサービス向上事業を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（佐々木 肇） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） そのイルカのほうですけれども、新しい協議会を立ち上げたということですが、では先ほどおっしゃった各団体の負担割合、むつ市は、ではそのうちの負担金が幾らになっているのかをお知らせください。

窓口サービス向上事業については、部長から人の接遇のサービス向上というふうなことの説明を受けましたが、私がむつ市の窓口で感じていることは、接遇は間違いなく非常にいいというふうに感じています。しかしながら、その窓口業務というのは、その接遇だけで解決することではなくて、環境も非常に大事で、今は記載台、住民票とか申請書を出すときに書く記載台は立っ

て書く記載台になっています。窓口になるところには椅子がないので、立ったまま接遇することになっています。人の接遇の対応をよくするのは、確かに大事なことだと思えますが、それと同様に、やはりその環境、高齢者の方もふえてきていますし、記載についてふなれな方々がたくさんいらっしゃることを考えれば、座って対応する場面も必要であるし、窓口の環境の改善というのも当然必要になってくるというふうに私は感じていますので、今の私の話を聞いて、今後どういうふうな対応をしたらいいのか、または新年度、平成30年度どういうふうにしたらいいのか、感じるところをお知らせください。

○委員長（佐々木 肇） 市民課長。

○民生部政策推進監市民課長（坂野かづみ） 一言だけ、対応策としてやっていることをここでお知らせしたいと思えます。

齊藤委員のおっしゃるとおりなのですが、今申請書の一本化を新年度から取り組もうと思っております。住民票、戸籍謄本、印鑑証明を1枚の紙で一人の方がとる場合の、そのようなところからちょっと進めていこうと思っておりますので、今後も熱い視線で見えていただいて、温かいお言葉をかけていただければ対応してまいりたいと思えます。

○委員長（佐々木 肇） 企画調整課長。

○企画部政策推進監企画調整課長（吉田和久） お答えいたします。

収入につきましては、全額むつ市からの負担金となっております。ただし、この事業につきましては、先ほどの地方創生の推進交付金を平成28年度から平成30年度の3カ年の事業で申請して、得ておるところでございます。そのうちの2分の1が交付金措置されるということでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） 窓口サービスの向上に当たっては、配置や環境というのが大切でないかと。おっしゃるとおりだと思います。私ども今年度この事業に取り組むに当たりまして、現在の窓口の配置、それから市民の方々、市民の皆様がお待ちになる状況、これについて改善ができないかということで、今年度も若干は手を加えてございます。また、来年度に関しても、まず予算には盛ってございませんが、このような状況を見ながら、可能な範囲で対応してまいりたいと考えておりますし、また大きくやはり改善、それから記載台等のこの配置というのも非常に難しい場所にありますので、ただいまいただいたご意見等をモットーにして、来年度に検討し、平成31年度、そういう対応が必要であれば、そういう対応をしてまいりたいと考えております

ので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 私も3点についてお尋ねいたします。

まず30ページのAIR in MutsuKawauchi、この滞在型地域連携アートプロジェクト川内のこの中身をまず教えてください。

そして2つ目は、臨時職員と、それから非常勤嘱託員の規定、そして何人ほどいるのかということも教えてください。

そして、33ページの車両管理費116台ですけれども、その自動車の修理業者の方はどのようにして決めているのかということをお知らせ願いたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（二本柳 茂） 工藤委員のお尋ねにお答えいたします。

AIR in MutsuKawauchiについてのお尋ねにお答えいたします。事業の中身ですけれども、絵画の制作をできる学生等を3名程度川内地区に招聘し、一定程度滞在していただきながら、川内庁舎の空きスペース等を活用し、大型の絵画の制作を計画しております。その際、その段階で、絵画の制作途中で地域の方にそういう絵画、あるいは地元の小・中学生等に絵画の制作現場を見ていただくとともに、あわせてできれば川内地区のジオサイト等の場所を制作していただきながら、それをマスコミ等に情報発信していくことと、地元の小・中学生等に対する絵画教室、あわせて地元住民との交流等を通じて、観光振興とあわせて地域の文化、芸術の普及、活性化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 総務課長。

○総務部総務課長（角本 力） ただいまの臨時職員と非常勤嘱託員の違いについてご説明いたします。

まず、臨時職員につきましては、それぞれ所属において事務の補助を担当する職員ということになります。非常勤嘱託員といいますのは、長く職員として勤めていただいた方に、そのまま室長ですとか事務調整官、また工事検査官などで残っていただいて仕事をしていただいている場合がございます。こちらのほうを非常勤嘱託員として任用しているということでございます。

以上です。

（「人数」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 総務課長。

○総務部総務課長（角本 力） 人数ですけれども、この予算では事務補助と

して31名、育児休業・産休代替の分として6名分で、計賃金として4,707万8,000円ということで積算しております。

また、非常勤嘱託員のほうは、全部で6名分ということで積算させていただいております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 管財課長。

○財務部管財課長（木下尚一郎） 自動車の修理業者の選定についてというお尋ねにお答えいたします。

自動車修理業者の選定に当たりましては、市役所に指名登録されております業者の中から、メーカーや地域を考慮いたしまして、偏りのないよう心がけて発注しているところでございます。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 業者の選定ということですが、地域も考慮しているということなのですか。合併すると、地域の境界はもうないと思うのですが、川内の業者の方から、合併して川内庁舎で管理する車が本当に少なくなって仕事が回らないというような話もちよっと聞いたことがあるのですが、その辺の公平性とかそういうことはどうお考えでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 管財課長。

○財務部管財課長（木下尚一郎） 地域の考慮というのは、今工藤委員がおっしゃったとおり、ある程度川内庁舎の自動車については川内の業者へ、大畑庁舎の公用車については大畑庁舎のほうでということにしております。

○委員長（佐々木 肇） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） そうしますと、川内庁舎何台、大畑庁舎何台ということわかりますでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 管財課長。

○財務部管財課長（木下尚一郎） 公用車の台数でよろしいでしょうか。川内庁舎の台数は、現在貸付車両と除雪重機等も含めると32台でございます。大畑庁舎が37台、脇野沢庁舎が26台となっております。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。石田勝弘委員。

○委員（石田勝弘） 30ページ、再生可能エネルギー推進費のうち燧岳周辺地域地熱開発関連事業費、わずか220万円ぐらいのっておりますが、ことしの予定している事業、そういうものがありましたら、お願いいたします。

それから、36ページ、脇野沢地区応急対策費のうち、工事請負費60万円の内容についてお願いします。

○委員長（佐々木 肇） 企画調整課長。

○企画部政策推進監企画調整課長（吉田和久） お答えいたします。

ことし、平成30年度ということですのでよろしいですか。平成30年度の事業につきましては、まずはモニタリングに向けた地域住民の説明会等の開催です。また、地区でございます木野部地区、赤川地区での理解促進活動等を計画しております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長経済部シティプロモーション推進監（浜田一之） 脇野沢地区応急対策費のご質問かと思えます。

工事請負費の60万円でございますが、応急対策費は全体で100万円という限られた予算になっております。平成30年度に起こり得る緊急かつ不測の事態に備えなければならない部分がありますので、今の段階で何に充てるという部分では、まだ決まっております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 石田勝弘委員。

○委員（石田勝弘） 燧岳の地熱開発についてですが、今どういうものを行いますかという内容はわかりましたが、それはどの程度の予算になるのかお知らせください。

それから、脇野沢地区の応急対策費なのですが、川内地区も大畑地区も見ますと、需用費、委託料しかないのに脇野沢地区だけ工事請負費があるということで、もう少し親切な答えをお願いします。

○委員長（佐々木 肇） 企画調整課長。

○企画部政策推進監企画調整課長（吉田和久） お答えいたします。

事業費の内訳ということですが、主な部分につきましては、先ほどのほかに地熱の研究会がございますので、そちらの講師の謝礼で24万円ほど。また、来年度は地区の方々を地熱の理解促進ということで見学等を考えておまして、その部分につきましては70万円ほど、また会場借上料等のほかに、JOGMECとの連絡調整旅費等で、残りの金額等を準備しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（坂井 隆） 各庁舎の応急対策費についてお答えしたいと思います。

脇野沢と、それから川内、大畑との予算の計上の仕方が多少違うことと、

それで大畑と川内については需用費と委託料しかない、ざっくりとした計上になっていることに対してのお尋ねというふうに理解いたしますが、主に使う応急対策費というのは、需用費の修繕費と委託料です。これは、何に幾らかかるかというのは、その事態が起きてみないと実際わからないので、例えば大畑庁舎を例にお話しいたしますと、一応50・50で半分ずつにしているのですけれども、最終的にこれは流用して、例えば応急の修繕が足りなくなれば、それは委託料からその分流用して使うと。そういうスタイルの予算でございますので、それぞれの庁舎が最も使いやすいような形で予算計上しているということでご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 石田勝弘委員。

○委員（石田勝弘） 脇野沢庁舎のことについてお伺いしたところ、大畑庁舎所長が答えていただきまして、まことにありがとうございます。いろいろあるでしょうから、これ以上中身については触れることはありませんけれども、燧岳についてもう一点だけ確認します。

この事業が始まって、もう4年ぐらいたつのです。これ大体10年から13年ぐらいの幅で発電するのだと、そして地域にエネルギーを起こして、産業とか地域の振興に使いますよという話で、そのぐらいの幅だったのです。そうすると、そこから見ると、あと七、八年なのかなと思うのですが、見通しはどうなっていますか。

○委員長（佐々木 肇） 企画調整課長。

○企画部政策推進監企画調整課長（吉田和久） お答えいたします。

見通しということでございますが、今年度6月の議会、また8月の議会におきまして、地熱に関するまずは取り組み方針等、助成の率が変わったということで、もう一度事業スキームを再構築しなければならないということで、まず再検討していたところでございます。それを受け、今年度中部電力、弘前大学との3者で改めてこの事業スキームで燧岳の開発に向けて進めるということでございます。事業スキームは、石田委員おっしゃったとおり10年ぐらいかかるスパンでございます。まずは再スタートという形でございますので、もうしばらくかかるかと私どもは考えております。それに向けて、一步一步着実に進めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 脇野沢温泉についての1点のみお尋ねさせていただきます。

この件につきましては、事業内容と事業費の内訳、内容、これを伺います。

まずこれまでの認識、ちょっとあれですけども、維持管理費、そしてまたコミュニティセンターの活動助成金と3つに分かれているようなことがありますので、どこで聞くかというふうなことで、ここで伺いますけれども、その内容。

昨日市長の説明で、総括で、おおむね大まかな形では伺いましたけれども、運営主体は集落支援員とか、これまで14回のワークショップの開催とか、地元ではワークショップに参加した方々はほとんど内容を知っていますけれども、それ以外の方々がわからないと。そういう中で、今回ラジオを聞いている人もかなりおります。そこで、その運営内容等につきまして、大まかに伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 市民連携課長。

○企画部市民連携課長（中野敬三） お答えいたします。

脇野沢温泉の予算の内訳と事業の内容ということでありまして、運営事業費の内訳といたしましては、新たに委嘱する集落支援員2名分の報酬及び費用弁償として322万7,000円、それからこれまでインターンシップやワークショップにかかわってきた大学の大学生及び学生のオープニングイベントに参加するための費用弁償、それから運営に係る消耗品、ガラスハウスで使用する肥料やハーブの苗などの地域運営組織や集落支援員が活動するうえで必要となる経費の助成として60万円ほどなどとなっております。

なお、この活動にかかる経費及び集落支援員の人件費については、特別交付税措置の対象となるものであります。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 改めて聞くこともありませんけれども、今回我々の選挙中、平成27年の9月にボイラーの故障等によりまして、ほぼ2年半にわたって地域に1カ所しかない温泉施設が休館となって、かなりお年寄りからは待ち望んだ形で要望等が再三行われてきた経緯がありまして、また今回市長初め理事者側には、4月22日ですか、再開に向けた形で進められているということで大変喜んでおりますけれども、今後とも運営に関しましては、継続して運営できるように要望して終わります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） 1点だけお聞きしたいと思います。

39目地方創生関連交付金事業費の未来人材育成奨学金プロジェクト事業費、これはむつ市大学医学部就学助成金のことなのですけれども、150万円、3人分ということで、まずこの財源の内訳をお知らせください。

また、3人分なのですけれども、現在の見通しとして、そのうちどれくらい、要は3人分当てはまる人はどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 教育委員会総務課主幹。

○教育委員会事務局総務課主幹（柏谷圭則） お答えいたします。

財源の内訳ということですのでけれども、こちらはまち・ひと・しごと創生交付金の対象事業として、そちらの充当額が2万5,000円、一般財源が147万5,000円となっております。

○委員長（佐々木 肇） 何か答弁漏れあるの。

○委員（中村正志） 対象になるのは、現在わかっていますか。

○教育委員会事務局総務課主幹（柏谷圭則） 来年度の対象ということでしょうか。今のところ1名は対象者がいるということ把握しております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 中村正志委員。

○委員（中村正志） 財源のほうは、交付金は一部あるものの、ほぼ一般財源ということで、恐らく将来的にも交付金がなくなったとしても、多分続けていける事業なのだろうなというふうに今確認をさせていただきました。この中で、目的としてはむつ市の医師不足を解消するためということでもありますので、今縛りがむつ市内の高校からということですのでけれども、そのあたりの縛りについては、将来的にといいますか、本当は医師不足を解消する目的のために変えていこうかなというふうな考えはございますか。

○委員長（佐々木 肇） 教育委員会総務課主幹。

○教育委員会事務局総務課主幹（柏谷圭則） お答えいたします。

対象の縛り、市内の高校からということに今しておりますけれども、目的の一つに医師不足の解消のほかに、市内の高等学校の学力の向上というのも掲げておりますので、当面はこの基準でいきたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 応急対策費についてお尋ねします。

私は前から各庁舎の所長にもっと権限を持たせたほうが良いと再三言っていました。副市長、ちゃんと聞いていてください。合併当時は、各庁舎の所長に500万円ぐらいの、何でも緊急に使いなさいというお金を持たせていたのです。それが300万円になり、200万円になり、150万円になり、とうとう100万円になってしまった。これやっぱり各庁舎、独立というわけではないけれども、庁舎という名がついている限りは、その所長にもっと自分の

意思で使えるお金を私は持たせるべきだと、前からそう言っていましたのですけれども、いまだだんだん減っていく。副市長は、どういう考えを持っていますか。各所長には、それなりの権限があってしかるべきではないかと思いませんか。

○委員長（佐々木 肇） 副市長。

○副市長（鎌田光治） 今半田委員がおっしゃるとおりでございますけれども、まず平成30年度において、この緊急対策が必要な場合は、これに限らず本庁のほうから支援をしてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○委員長（佐々木 肇） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） いつもそう言うのです。それ以上のお金は本庁のほうで、部長とか課とかで対処しますからと言うのですけれども、緊急を要する場合は、こういう悠長なことを言っていられないのです。だから私は、余ってもいいから、ある程度使えるお金を所長に権限持たせなさいよ。私は持たせたほうがいいと思います。余ったら返してもらえばいいのだから。

これは、非常にスムーズにいくわけ、何あっても。一々本庁の部長、課長に相談、お願いしなくても、そこの所長の判断で、「ああ、これは緊急を要する、必要だ」と思えばすぐやってもらえるの。だからもっと次年度、今年度はもう仕方ない、100万円しかつかないのだから。4月から新しく副市長になる川西さんも、こういうことはちょっと考えたほうがいいです。100万円なんて、ぱっとなくなってしまう。せめて200万円か250万円ぐらい持たせなくては、所長の権限はない、全く。私はそのように思います。

○委員長（佐々木 肇） 副市長。

○副市長（鎌田光治） ただいまの半田委員のご意見も参考にしながら、これちょっと先のことになるかと思っておりますけれども、研究してみたいと思っております。

○委員長（佐々木 肇） 政策統括監。

○政策統括監総務部長（川西伸二） 先ほど分庁舎の所長の権限ということでございましたけれども、分庁舎の所長につきましては、合併当初次長級の職員での所長の配置だったものを本庁部長と同等にするということで、現在部長級の所長という配置になってございます。そういった意味では、庁議等でも市長、副市長交えての議論の中にも入っておりますので、そういった部分では権限は十分にあるものと考えております。

また、その予算配分というところについては、余してもいいからということなのですが、限られた予算の中での配分ですので、そこは分庁舎に限らず

各部同じような対応になっているのかと思っております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） せっかく市長さんがお見えになりましたので、市長さんの気持ちを聞きたい。市長がいないときにしゃべったのだけれども……聞いていましたか。それでは、もう言いませんけれども、どうですか、市長の気持ち。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 分庁舎の所長が予算を持てばいいというその議論ですけれども、そもそもポケットマネーのようなことはないわけでありまして、緊急時ということも、我々今分庁舎と本庁舎の役割分担する説明させていただいたとおり、しっかりとやらせていただいています。

現実には今この状態の中で2年間経過していますけれども、困っている案件というのはほとんどないのではないかと私は思っています。川内の件でいけば、例えば貝田橋もすぐに緊急だということで措置をさせていただきましたし、また高野川の事業も継続的に行っているところでございます。そういった意味で、具体的に今困っている案件がないということですので、引き続きこのような体制の中でやらせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで第2款総務費についての質疑を終わります。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時35分 再開

○委員長（佐々木 肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第3款民生費について、理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） それでは、第3款民生費のうち、保健福祉部が所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の42ページをお開き願います。

まず、第1項社会福祉費、第1目の社会福祉総務費についてであります。これは一般職員給与費のほか、民生委員児童委員活動などに要する経費でありまして、主なものといたしましては、民生委員児童委員協議会活動費補助

金及び社会福祉協議会補助金などとなっております。

次に、第2目の障害福祉費についてであります。これは身体、知的、精神及び発達障害をお持ちの方に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、障害福祉サービス費及び更生医療費などの障害者自立支援給付費のほか、障害児通所支援給付費及び下北地域広域行政事務組合負担金などとなっております。

次に、43ページに移りまして、第4目の民生社会費についてであります。これは青少年健全育成活動、防犯活動に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、地域研修会の講師及び出席者への謝金のほか、防犯活動のためのベスト購入費などとなっております。

次に、44ページに移りまして、第8目の総合福祉センター管理費についてであります。これは大畑地区にあります総合福祉センターの維持管理に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、光熱費及び設備等の管理業務委託料などとなっております。

次に、第9目の障害支援区分認定審査会費についてであります。これは下北圏域5市町村で共同設置しております障害支援区分認定審査会に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、認定審査会委員5名分の報酬及び一般職員の給与費などとなっております。

次に、第10目の生活困窮者自立支援費についてであります。これは生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮者を対象とした相談支援事業、住居確保給付事業及び就労準備支援等事業を実施するための経費でありまして、主なものとしたしましては、自立相談支援員2名分の報酬のほか、社会福祉協議会で実施する生活困窮者就労準備支援等事業に対する補助金並びに住居確保給付金などとなっております。

次に、45ページに移りまして、第2項老人福祉費、第1目の老人福祉総務費についてであります。これは職員の給与、老人ホーム措置入所等に要する扶助費及び介護保険特別会計への繰出金に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、一般職員の給与費のほか、老人保護措置費及び介護保険特別会計への繰出金などとなっております。

次に、第2目の老人憩の家管理費についてであります。これはむつ地区の老人憩の家の維持管理に要する経費であります。

次に、第3目の老人福祉センター管理費についてであります。これは大畑地区にあります老人福祉センターの維持管理に要する経費であります。

次に、46ページに移りまして、第3項児童福祉費、第1目の児童福祉総務費についてであります。これは職員の給与費のほか、ひとり親家庭等医療

費給付事業及び放課後児童健全育成事業などに要する経費でありまして、主なものとしたしましては、なかよし会支援員の賃金及びひとり親家庭等医療費給付費などとなっております。

次に、第2目の児童手当措置費についてであります。これは中学校卒業までの児童を養育している方に対する児童手当の支給に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、児童手当費などとなっております。

次に、第3目の児童扶養手当措置費についてであります。これはひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るための児童扶養手当の支給に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、児童扶養手当費などとなっております。

次に、47ページに移りまして、第4目の少年センター費についてであります。これは少年指導員活動など、むつ市少年センター運営に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、少年指導員の街頭巡回指導の報酬及び費用弁償などとなっております。

次に、第5目の保育所総務費についてであります。これは保育所の入所決定等の事務に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、保育所入所決定に係る消耗品及び保育所運営費負担金の利用料納付書等配付業務委託料となっております。

次に、第6目の保育所費についてであります。これは法人立保育園運営費や、幼稚園、認定こども園の運営に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、民間保育所施設整備費補助金のほか、14カ所の法人立保育園運営費及び10カ所の幼稚園、認定こども園の施設型給付費などとなっております。

次に、第7目の児童館費についてであります。これは大畑地区にあります児童厚生施設の中島児童館、湯坂下児童館及び正津川児童館3館の管理運営に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、臨時児童厚生員の賃金及び設備等管理業務委託料などとなっております。

次に、48ページに移りまして、第8目のキッズパーク管理費についてであります。これはキッズパーク、愛称「ムチュ☆らんど」の運営に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、臨時職員2名の賃金のほか、施設管理に係る清掃業務及び警備業務に係る委託料などとなっております。

次に、第4項生活保護費、第1目の生活保護総務費についてであります。これは一般職員給与費のほか、生活保護事務に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、嘱託医の報酬及び一般職員の給与費などとなっております。

次に、49ページに移りまして、第2目の扶助費についてであります。これは生活費及び医療費等に困窮する被保護者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するためのものであります。

以上が第3款民生費のうち、保健福祉部で所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） それでは、第3款民生費のうち、民生部で所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の43ページをお開き願います。

まず、第1項社会福祉費、第3目の国民年金費についてであります。これは国からの法定受託事務である各種届け出の受け付けや年金納付に関する広報や窓口相談など、国民年金事務に要する経費となっております。

次に、第5目交通安全対策費についてであります。これは交通整理員の配置、交通災害共済事務、交通安全施設の維持管理などに要する経費でありまして、主なものとしたしましては、子供たちの通学の安全を守る交通整理員10名の報酬などとなっております。

次に、第6目交通広場管理費についてであります。これはむつ運動公園内にあります交通広場の維持管理に要する経費を計上するものであります。

次に、44ページにかけましての第7目公害対策費についてであります。これは河川等の水質検査、騒音、振動の監視業務など公害対策に要する経費でありまして、主なものとしたしましては、河川等の水質検査及び騒音、振動対策に係る事業費などとなっております。

以上が第3款民生費のうち、民生部で所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 42ページの障害福祉費のところでお聞きいたします。

重度心身障害者医療費助成事業ということで6,300万円ほどありますけれども、家庭における、在宅での重度心身障害者の方の訪問診療、訪問看護または介護の状況といたしますか、そういうことはきちんとできていますでしょうか、お聞きします。

○委員長（佐々木 肇） 保健福祉部政策推進監障害福祉課長。

○保健福祉部政策推進監障害福祉課長（鍋谷久美子） 濱田委員のお尋ねにお答えいたします。

障害福祉課のほうでは、実際病院にかかった領収書を持ってくると、それ

ぞれ対象になっている方に対して現物給付したり償還払いをしているというところで、数まではまとめてはおりません。

○委員長（佐々木 肇） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） そうすると、例えばこの方たちのご家庭で見ていらっしゃる方の指導といたしますか、そういうサービスの確認といたしますか、そういうところをしてくださる部署というのはどちらになっているのでしょうか。

○委員長（佐々木 肇） 障害福祉課長。

○保健福祉部政策推進監障害福祉課長（鍋谷久美子） お答えいたします。

この重度心身障害者医療というのは、対象になった方が病院にかかったときの医療費を助成するという制度でございます。なので、訪問診療とかそういうのになりますと、訪問診療に関しては医療保険がきいていれば償還払いになります。ただ、訪問診療を受ける受けないというのは、障害福祉課のほうでは決定はしておりませんので、その点では把握してはおりません。

○委員長（佐々木 肇） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） どの部分でと今お聞きしたのですが、ちょっと答えありませんでしたけれども、在宅で障害ある方を、子供さんを見ている方を何人か知っております。例えば風邪を引いても、体が大きくなっていても病院に連れていかなければならないというような状況のときもあります。ですから、この訪問診療を充実させていただければ、うちにいて見ているのもとても楽になるのかなと思いましたので、それはどちらのほうでということでお聞きしました。

○委員長（佐々木 肇） 障害福祉課長。

○保健福祉部政策推進監障害福祉課長（鍋谷久美子） お答えいたします。

訪問診療につきましては、お医者さんから訪問診療の指示が出た方に対して行っておりますので、訪問診療については障害福祉課のほうでは把握しておりません。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 保育所総務費で聞けばいいのか、この4月から待機児童がゼロという形の中で、この前原田議員の質問の中で話がありましたけれども、すごくいいことだなと思っているのですが、ただ兄弟がいる中で、同じ保育所なんかに行けばいいのだけれども、別な保育所に行けば、行事とかそういうことで、いろいろお父さん、お母さんが仕事をしながらということで大変困っているのです。そこで、同じ保育所を希望している中で、それがかなわない兄弟が今どのぐらいいるのか、把握していましたらお知らせください。

い。

○委員長（佐々木 肇） 児童家庭課長。

○保健福祉部副理事児童家庭課長（樋山政之） お答えいたします。

実数につきましては把握してございませんけれども、4月1日には全て解消されることとなります。ただ、兄弟の方が入所されているということにつきましては、判定の際の利用調査においても必要性が高いということで、点数のほうが高くなっているということがございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 山本留義委員。

○委員（山本留義） それは理解します。ただ、今課長が話ししたように、そういう意味ではいろいろ審査の方法があると思うのですけれども、できるだけ兄弟が同じ施設に、保育所に入れるように進めてほしいなど。本当に私どもの地域は、経済的にも大変収入が少ない、どうしても共稼ぎで働かなければならないという地域でありますので、それによって奥さんなり旦那が働けないというようなことがないように、そこら辺はなるべくそういう方向で進めてほしいことを要望して終わります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。村中徹也委員。

○委員（村中徹也） 2点の質疑をさせていただきます。

まず扶助費、生活保護費ですが、むつ市内に何人、何世帯いるのかをお知らせください。

そして、2点目が国民年金費のことで、妥当な判断かどうか、今ちょっと判断を、プロでありますから、国民年金のことについて相談を受けたことを一例を申し上げてちょっとお尋ねします。国民年金、例えば3人家族で奥さんと子供1人で、奥様が失業して、子供も失業した場合に、この方々が両方とも減免申請及び猶予申請を出したら却下された。却下理由が、お父さんが約300万円から400万円の所得があると。そして、しばらくしましたら、このお父さんに対して奥さんと子供の差し押さえ予告書が来た、払えということで。その解決策は何かと聞いたら、偽装離婚するか、娘さんが住所変更するか、この所得のある旦那さんと別世帯にすることで差し押さえを逃れることができますよということでは言われたらしいのです。これは、正当な法律に基づく言い分でしょうか。これを知っていたら、国民年金のことでお聞きしたいと思います。

以上、2点。

○委員長（佐々木 肇） 生活福祉課長。

○保健福祉部生活福祉課長（工藤淳一） まず、生活保護の質問についてお答

えいたします。

本年1月の数字になりますけれども、保護世帯数は1,350件です。保護人員は1,724人となっております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えいたします。

ただいまのお尋ねですが、これはむつ市役所のほうに相談に来られた例ということでお聞きでしょうか。

○委員（村中徹也） いや、私に来た話。

○民生部長（中里 敬） わかりました。まず、国民年金事務に関しまして、市のほうでは受け付け、相談と行っておりますが、その制度の書かれてある以上のことについては、国民年金をつかさどる年金事務所のほうで与えられるということになります。市のほうで処理ができる、または相談ができる範囲はお受けいたしますが、これを超える範囲ということになれば、年金事務所のほうに相談するようにお知らせをして対応しております。

現在の今お聞きになった部分については、ちょっと私把握しておりませんので、大変申しわけありませんが。

○委員（村中徹也） 世帯全部が見られるのかと聞いたのです。世帯主の所得でお二方のも払わなければいけないのという……

○民生部長（中里 敬） 国民年金については、個人というよりも世帯の入っている方々に対して賦課されるというふうに私も知っております。

○委員長（佐々木 肇） 村中徹也委員。

○委員（村中徹也） そうしますと、この3人家族のおうちの方が失業したにもかかわらず奥さんと子供が減免申請及び猶予申請出して却下されたのも、これは法律に基づく問題だと、適当だということですね。要するにここの世帯主が所得がある限り、この世帯主に差し押さえ処分がかかって、失業してお仕事がない奥さんと娘の国民年金を払う。この差し押さえ行為は、では今の答弁ですと、家庭内の所得がみんな見られるから法的に問題はないと、こういう見解だと思いますが、それで間違いないのかどうか。

生活保護のほうですが、時代背景として新聞報道等でふえているのですが、ちょっと簡単なお尋ねですが、むつ市もこれはふえているのですよね。去年と比較して、ちょっとふえている人数を教えてくださいなと思います。

○委員長（佐々木 肇） 生活福祉課長。

○保健福祉部生活福祉課長（工藤淳一） 生活保護のお尋ねについてお答えします。

今村中委員のほうから、全体ふえているというお話でしたけれども、むつ市におきましては、世帯数はずっと増加しておりますけれども、人員につきましては、平成28年度は前年どおりで、わずかながら増加しておりますけれども、それ以前、平成27年度までは3年続けて年10人から20人程度減少しておりました。

以上であります。

○委員長（佐々木 肇） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えいたします。

法的にこの夫に納付の義務が発生したということは正しいのかということでございますが、まず世帯主である夫と、この配偶者に連帯してこの納付の義務が発生するという制度だそうでございます。そして、子供については世帯主にその義務が発生する。つまり家族が一世帯であれば、夫の収入に応じて減免等はなされないということについては、法的には正しいということになります。

○委員長（佐々木 肇） 村中徹也委員。

○委員（村中徹也） 国民年金についてはわかりました。そのとおり、ラジオで今流れていますので、それを法的に間違いがないということが流れただけでも収穫であったろうと思います。ありがとうございました。

それから、生活保護のほうなのですが、たびたび不正行為、不正受給とかいろいろなことがクローズアップされるのですが、私は逆の立場から、そういった議論はされないで、やっぱり必要な人がいっぱいいるわけです。ですから、どういう審査しているかわかりませんが、私も関与したことはございませんけれども。ですから、必要な方が本当に必要で相談に来たら、親身になって受給するような方法を、そして自立できるような方法もあわせて指導して、私はやっぱり助ける精神、そういう精神を持って今後も接していただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 42ページの社会福祉の総務費と48ページの生活保護の総務費が減っているのは、人が減っているということが原因なのかどうかということと、もう一つ、生活保護のケースワーカーについてなのですけれども、社会福祉士の免許を持っている方をあえて募集していないのかどうかということもお聞きします。現在社会福祉士の免許を持っている方がいないというようなことも聞いたことがありますので、働く中で通信教育受けたり研修受けたりということで対応しているみたいですが、社会福祉士の免許を持った人を募集しても来ないのかどうかもお聞きします。

○委員長（佐々木 肇） 児童家庭課長。

○保健福祉部副理事児童家庭課長（樋山政之） お答えいたします。

社会福祉総務費が昨年度と比較して減った要因ということでございます。
この主な要因につきましては、職員の給与費の減によるものでございます。
以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 生活福祉課長。

○保健福祉部生活福祉課長（工藤淳一） お答えします。

まず、生活保護総務費の減少につきましては、今の児童家庭課と同じく給与費、人件費等の減によるものでございます。

あとは生活保護のケースワーカーが社会福祉士ということなのですが、現在の職員で社会福祉士の資格を所持している者はありません。生活保護として社会福祉士を募集ということはないのですけれども、役所としては社会福祉士を募集しておりまして、保健福祉部の障害福祉課であるとか介護福祉課のほうには、社会福祉士が配置されております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 職員が減っているということで、生活保護とか社会福祉のほうが減っているということは、ちょっと私は不安ですよ。ここをもう少し人員を配置して充実させていただきたいなという気がします。

そして、生活保護のケースワーカー等も、やはりしっかりと資格を持った人を配置、募集するということも今後考えていただきたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） 生活福祉課に社会福祉士が配置されていないといったお尋ねですけれども、生活福祉課に配置するに当たりましては、必要な資格といたしまして、社会福祉主事ということで、こちらのほうは皆さん持っていらっしゃいます。

社会福祉士に関しましては、相談業務等他につなぐとか、そういった相談業務等に必要な部分になりますけれども、そちらのほうは障害福祉課を初め各課のほうに配置をしております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 1点だけお伺いします。

44ページの生活困窮者自立支援費の中で今年度の最新の数字で構いませんので、相談者数と相談に来られた方の就労率をお知らせ願います。

○委員長（佐々木 肇） 生活福祉課長。

○保健福祉部生活福祉課長（工藤淳一） お答えします。

2月までの数字になりますけれども、新規の相談件数は23件で、前年度からの継続件数5件と合わせまして、延べの相談件数は114件。それで、情報提供のみで終わったケースが16件ございまして、就労に至ったケースは、今のところ1件だけとなっております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 46ページの放課後児童健全育成事業についてお聞きします。

昨年の予算のときも聞きましたが、なかよし会のことです。まずは、小学校の部活動が廃止になって、なかよし会の加入年齢、加入学年が6年生まで拡大になって、利用する児童がふえるのではないかというふうな話を昨年しました。同時に、そこで働くなかよし会の先生の増員も必要ではないかというふうなこともお話ししました。そのことを踏まえて、1年間どうだったのかという結果を平成30年度どういうふうに生かしたのか、どんな考え方で進めたのかお知らせください。

○委員長（佐々木 肇） 児童家庭課長。

○保健福祉部副理事児童家庭課長（樋山政之） お答えいたします。

まずなかよし会の加入人数でございますけれども、平成29年4月1日現在で662名となっております。前年平成28年4月1日現在で663名ということで、ほぼ同数となっております。

支援員の方の数でございますけれども、平成29年4月1日現在では41名で対応させていただいておりましたが、新年度平成30年度につきましては、2名増の43名で対応することとしております。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 結果に対して予測で多分ふえるだろうと、忙しいところには増員しましたというふうな話だと思います。子供が少なくなっていくというふうな条件になりながら、少しでもよりいい生活をするために共稼ぎというふうな世帯がどんどんふえていく中で、やっぱりそういう事業があると助かるというふうな方々がたくさんいらっしゃいます。その中で、入りたいけれども入れてもらえない、幼稚園、保育所と一緒に。入りたいけれども入れないというふうな現場で、入れてもらったのだけれども、その面倒を見る方々が少な過ぎて、結局そこで働く人たちが相当苦勞するというふうなことは、やはり行政の仕事として改善すべき事項だというふうに思っています。

また平成30年度、よりよい事業になるように願っていますが、同じように来年のこの予算委員会でも、このことについては確認させていただきたいと思っておりますので、お願いします。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。これで第3款民生費についての質疑を終わります。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午後 3時07分 休憩

午後 3時09分 再開

○委員長（佐々木 肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第4款衛生費について、理事者の説明を求めます。健康づくり推進監。

○保健福祉部健康づくり推進監（徳田暁子） それでは、第4款衛生費のうち、保健福祉部が所管しております費目についてご説明いたします。予算書の50ページをお開き願います。

まず、第1項保健衛生費、第1目の保健衛生総務費についてであります。これは職員の給与、保健協力員の活動などに要する経費でありまして、主なものといたしましては、保険協力員の報酬のほか妊婦健康診査委託料、下北医療センター負担金及び国民健康保険特別会計への繰出金などとなっております。

次に、51ページに移りまして、第2目の健康増進費についてであります。これは成人を対象とした健康診査及び各種がん検診、健康マイレージなどの健康増進事業に要する経費でありまして、主なものといたしましては、健診実施に要する臨時職員賃金並びにがん検診実施に係る委託料などとなっております。

次に、第4目予防費についてであります。これは乳幼児及び学童、成人及び高齢者の各種予防接種に要する経費でありまして、主なものといたしましては、各種予防接種の委託料並びに予防接種費用助成金などとなっております。

以上が第4款衛生費のうち、保健福祉部で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） それでは、第4款衛生費のうち、民生部で所管して

おります費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の51ページをお開き願います。

まず、第1項保健衛生費、第3目の老人医療給付費についてであります。これは後期高齢者医療制度に関する経費でありまして、主なものといたしましては、青森県後期高齢者医療広域連合に納付する療養給付費負担金のほか、低所得者等の保険料の軽減分に対する保険基盤安定のための後期高齢者医療特別会計への繰出金などとなっております。

次に、52ページに移りまして、第5目環境衛生費についてであります。これはスズメバチ等の害虫駆除や犬の登録及び狂犬病予防注射などの環境衛生管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、青森市を中心に沿岸8市町村で取り組んでいるむつ湾フォーラムを当市で開催するための事業費を計上しております。

次に、第6目斎場管理費についてであります。これは市内4地区の斎場の火葬業務及び維持管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、各地区の斎場の管理費のほか、むつ市斎場の火葬炉電装部の改修や、4地区火葬炉の定期的な修繕整備を行う斎場改修事業費となっております。

次に、第7目墓地公園管理費についてであります。これは墓地公園の維持管理や整備に要する経費でありまして、主なものといたしましては、墓地80区画の増設及び通路整備を行う墓地公園整備事業費を計上するものであります。

次に、53ページに移りまして、第2項清掃費、第1目の清掃総務費についてであります。これは一般職員の給与のほか、市内8カ所の公衆トイレの維持管理に要する経費となっております。

次に、第2目じん芥処理費についてであります。これは家庭などから排出される一般廃棄物の処理、最終処分場の維持管理及びごみ減量化やリサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、指定ごみ袋関連費、ごみ収集運搬事業費、4地区の最終処分場維持管理費のほか、じん芥処理及びし尿処理に係る下北地域広域行政事務組合への負担金などとなっております。

以上が第4款衛生費のうち、民生部で所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（萬年茂昭） それでは、第4款衛生費のうち、下水道部で所管しております費目についてご説明いたします。予算に関する説明書の52ページをお開き願います。

第1項保健衛生費、第8目の環境整備費についてであります。これは都市計画法に基づく下水道事業計画区域外及び特定環境保全公共下水道と漁業集落排水事業の処理区域外において生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために既設の単独処理浄化槽及び既設のくみ取り式トイレから合併処理浄化槽に設置がえする市民の皆様に対しまして、むつ市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱に基づきまして、その費用の一部を補助する経費となっております。

以上が第4款衛生費のうち、下水道部で所管しております費目についての説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 何点かお願いします。

52ページの斎場管理費でございますが、私は昨年度、この4つの管理費で仕事量というか、それに見合っていないような管理費であるというのを指摘したのですが、去年が4つ合わせて2,600万円、そして今回の予算ですと、ことしが斎場管理費で2,700万円とふえておりまして、これはほとんど去年と変わらない形の管理費ということではよろしいのか。もう少し仕事量に合わせた形のものにすれば、もっと管理料は低く抑えられるのかなというふうに提案していたのですが、そここのところの説明をよろしくお願いいたします。

そして次ですが、53ページのじん芥処理費のところ、下北地域広域行政事務組合のじん芥処理費が大体12億円が今回8億8,000万円とかなり下がっているのです。私の予想だと、今のアックス・グリーンの長期債務が平成29年度で終了して、平成30年から債務がなくなったのかというふうに思いますが、ここの減の要因をお知らせいただきたいと思えます。

それと、ごみ袋が値上げになって、その効果というのがわかればぜひ、どのくらい減量になったのかというのがわかる範囲でよろしいので、教えていただければなと思えます。

○委員長（佐々木 肇） 環境政策課長。

○民生部環境政策課長（成田 司） お答えします。

まず斎場の件ですけれども、昨年お尋ねのあったとおり、経費削減に向けて検討した結果、来年度は4斎場一括で契約することになりました。そのうえで諸経費等は減になったのですけれども、実働稼働数がふえている関係上、その稼働数に応じて増という形になっております。

それから、下北地域広域行政事務組合への負担金の関係ですけれども、委員おっしゃるとおり、償還が終わったということで減になっております。

それから、ごみ袋の価格改定における状況ということで、現状を今把握しているところですが、12月までにおいては、大体約1,200トンほど減量になっているという状況にあります。あとは資源集団回収等があるのですが、そちらは約3%ほどふえているという形になっておりました。

○委員長（佐々木 肇） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 斎場の件でございますが、これであれば、今までどおりの個別の契約をして、例えば脇野沢のほうなんか、月3回かそのくらいだということで、そここのところの減のほうを検討して管理をお願いしたほうが、かえってよかったかなというふうな感じはするのですが、一括管理してかえって件数がふえたというふうな形になるのであれば、それこそ手をつけなかったほうが安かったかなというふうな思いがあるのですが。これ一括管理して今後費用が安くなるというふうな方向性はあるのでしょうか。そここのところをよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 環境政策課長。

○民生部環境政策課長（成田 司） お答えします。

来年度以降も火葬件数がふえるという見込みであります。なので、稼働日数自体は、その見込みで計算しているものですから、その稼働日数がふえれば、当然その分の経費はふえるというふうに考えております。ご理解賜りたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） ただいまのお答えに追加してお答えをさせていただきます。

この4地区の斎場の管理であります。昨年までは各地区ごとに契約を締結して行っていたと。今回からは、効率性を図るということで、4地区を一括にした理由の一つに、斎場の管理というよりも、火葬がない場合においては、例えば脇野沢地区の斎場管理人が川内地区の斎場管理を手伝うというようなこともできるようにしております。そのうえで、火葬件数が全体でふえているという中では、効率を図ったのですが、その件数がふえている関係で委託料が上がっていると。もし4地区ごとにこの契約を継続した場合、火葬がふえる部分の、特にむつ市斎場に関する委託料がまだ上がっていたということになりますので、これを一括管理にしたことによって額が増額したものではないということをご理解をいただきたいと思ひます。

○委員長（佐々木 肇） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） そうすると、この契約の仕方が、結局件数がふえると管理費がふえるというふうな契約になっているところが問題なのか、そうでな

いのかわかりませんが、そういう形の契約になっているというふうにはちょっと理解するのですが、私としては朝8時から夜6時までの契約で人1人を配置するというふうな形の契約だと、その8時から6時の間に何件件数がふえても、当然人件費は1日分払えばいいという契約で済むかなと思うのですが、そういう意味ではそういう契約ではなくて、結局件数、1件当たり幾らというふうな出来高賃金みたいな形での契約になっているのかなというふうに思うのですが、そこのところ、もう少し教えていただければなというふうに思います。

○委員長（佐々木 肇） 環境政策課長。

○民生部環境政策課長（成田 司） お答えします。

実際斎場の休場というのは、盆と正月しかありません。ほかは稼働しているという状況になりますので、その中での稼働日数を設定いたしております。なので、1人であっても火葬業務はあるし、3件あったりとかいろいろあるので、実稼働数でいくと、実際の現状に合わせたら稼働数が多かったというふうな形で積算しております。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 52ページの第5目、むつ湾フォーラム事業費という形であるのですけれども、この事業の内容を教えてください。

○委員長（佐々木 肇） 環境政策課長。

○民生部環境政策課長（成田 司） 事業の内容ということですが、今年度青森市で行われたのですけれども、基調講演とパネルディスカッションという形でやっておりました。むつ市でも、そのような形で平成30年度行いたいということで計上しました。

（「中身、中身」の声あり）

○民生部環境政策課長（成田 司） フォーラムのほうに関してですけれども、陸奥湾の環境を守るという目的でもって、沿岸8市町村を巻き込んでフォーラムを開催したいということになっております。

○委員長（佐々木 肇） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 私ここで、何でこのむつ湾フォーラムということで質疑したかということ、皆さん新聞でご承知のとおり、10日ぐらい前から横浜町でイワシの大量の死骸が揚がって、それが一般廃棄物ということで、ボランティアを募りながら行っているのですけれども、私どもの住んでいる浜奥内から横浜町までの海岸線もひどいイワシの漂着があって、自分の地域は漁業者ですから、そんなに騒がないのだけれども、朝起きれば、カラスなのかカモメなのかわからないのだけれども、くわえたものを落として、1日に五、六

匹、必ずにおいがするイワシが集落に、町内に散乱しているという状況があるのです。それで、海の清掃は県のほうが予算を出すということなのだけでも、ここの部分なのかなという思いで質疑したのですけれども、その予算は、例えば清掃するという処理するときに県が予算化するのか、市が予算化するのかを関連としてお知らせください。

○委員長（佐々木 肇） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えいたします。

陸奥湾の海岸に寄せられているイワシの処理ということでのお尋ねだと思います。まず、陸奥湾に、確かにむつ市内のほうにも横浜町同様にイワシが押し寄せていると。イワシの死骸が打ち上げられたと。これは、一般廃棄物ということにはなりますが、呼び名としては海岸漂着物ということでの処理になります。そのうえで海岸管理者である県がその処理に当たるということが第一にあります。市町村もこれに協力をするという義務がございます。そのうえで、今回もしこれを処理するための費用はどちらが負担するのかということについては、今回横浜町の例を見ますと、市町村が行ったものに県が補助をするという形で行われているようではありますが、むつ市の場合どのようになるのか。これは、市と県が協議をして、その処理量、また費用の額に応じて協議をして対応してまいることになると考えております。

○委員長（佐々木 肇） 山本留義委員。

○委員（山本留義） わかりました。今の段階ではまだ寒いものですから、においはそんなにひどくないのですけれども、これから来週以降温度が上がるということでありまして、もしそういう苦情が出てきましたら、その対応方をお願いして終わります。

市長が来ました。その話を聞いてきたと思うので、市長から。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まずむつ湾フォーラムでありますけれども、昨年青森市が主体となって初めて開催いたしましたフォーラムでありまして、これは沿岸8市町村で構成する陸奥湾の環境を保全しようというような取り組みであります。昨年はそのフォーラムの中でヒラメの稚魚を放流したり、そういう事業をさせていただきました。ことしはむつ市で開催ということですので、私も楽しみにしております。

海岸漂着物の件ですけれども、これは部長も答弁したとおり、一義的には県がしっかりと処理すべきものだというふうに認識しておりますが、この取り組みを待つということではなくて、我々もしっかりとその協議の中でこの

問題に解決を見出していきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 横垣委員の質疑と一部ダブりますけれども、52ページの斎場管理費の件についてお尋ねします。

今新聞のお悔やみ欄を見ると、常にいっぱい満載というか、そういう状況になって高齢化社会を反映しているのですけれども、もし過去3年間の火葬の実績がわかればお尋ねいたします。

○委員長（佐々木 肇） 環境政策課長。

○民生部環境政策課長（成田 司） 委員のお尋ねにお答えします。

平成26年度は4斎場で774件、平成27年度786件、平成28年度832件となっております。

○委員長（佐々木 肇） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） お聞きのとおり、ずっと過去3年間でもふえているという実態でございましてけれども、これからますますそういう状況が続くと思われるので、斎場の管理運営等について、これからどのようなこととするのか、ちょっとそこら辺をお尋ねいたします。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

斎場は、人生の最期を家族で見送る場ということになりますので、これはしっかりとした維持管理をして、その送り出すにふさわしい施設としてこれからも供用していきたいと考えております。

○委員長（佐々木 肇） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 実は、私今市長が言われたようなことを最後お願いしようかなと思ったのですけれども、やっぱり終末最期を迎えるとき、それなりのふさわしい場で終わりたいなというような皆さん思いがあると思いますので、そこら辺これからいろいろ予算の面、多々大変なところは十分わかるのですけれども、終末期を迎える人たちのためのそういう予算措置等も今後考慮していただきたいと要望しておきます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 済みません、斎場の話がいいところで終わったので、申しわけないですけれども、斎場の管理費のところちょっとお聞きいたします。

先般原田議員も大畑の斎場のことでちょっと質問して下さったのですけ

れども、結露のことだったのです。その結露というのが夏場に起きまして、床が汗をかいてつるつるに滑って、最後に立ち会いに来た方たちが何人か滑って転んだということがありまして、私も斎場のほうから言われていたのですけれども、なかなかお届けする機会がありませんでしたので、こちらの本庁のほうには要望等は上がってきていますでしょうか。1点それをお聞きします。

それから、あと1点、53ページのじん芥処理費のところ、最後の段の地域循環型社会ジオサイクル推進事業ということで、これは先般もちょっと触れましたけれども、ホタテガイの堆肥化といいますか、そういう事業だと思えますけれども、例えばこれは、また違う地域等でもこういったことをやりたいとなれば、支援していただけるのでしょうか。

2点、斎場とこの件に関してお聞きします。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず斎場の件ですけれども、要望という形では来ておりませんが、その状況については把握をさせていただいております。

また、ジオサイクル事業、ほかの地域でということでもありますけれども、川内地区特有の漁法に基づくこの事業でございますので、他の地区ということとは現時点では考えてございません。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 斎場については、対応していただきたいと思えます。結露ということで、子供さんが転んだり、お孫さんが転んだり、また高齢の方が転んだりして頭をけがしても困りますので、しっかり対応していただきたいと思えます。そのことについてまず。

次、3回目に終わりますので、もう一つ最後いってしまいますね。

じん芥処理ですけれども、これから循環型社会をこの地域もどんどん進めていかなければならないと思えますので、この地域だけと言わないで、さまざまな加工業等もまだありますので、そういった提案があったときは対応していただきたいなと思えます。やっぱり今農業、これから本当に当地域も進めていかなければならないなと思っております、休耕地を。そういった場合に、無料の肥料が提供されれば、とても皆さんもやりやすいのではないかなと思えますので、もう一度市長にご答弁をお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 何度聞かれても同じなのでありますけれども、まず結

露に関しましては、これは施設の維持ということになります。先ほど浅利委員のほうにもお答えしましたとおり、人生の最期を送る場所にふさわしいという維持をこれからもしていきたいと、このように考えております。

それから、ジオサイクル事業ですが、お互いちょっと誤解してまして、ここに書いているジオサイクル事業、先ほど私の答弁済みませんでした。生ごみを集約して、それを堆肥化する事業が今回の衛生費に書いているジオサイクル事業であります。これは、一つの町内会をモデル地域として今回指定をいたしまして、そこに生ごみを堆肥化する設備を置かせていただきます。その置かせていただいたところに、みんなで集めて堆肥化したものを、これを各家庭に家庭菜園等で使用していただくというような事業でございます。これについては、この後このモデル地域がうまくいけば、次々と町内会に展開をしていって、地域全体でこのようなことができるよう我々としては期待をしているところでございます。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 1点だけお聞きします。

51ページ、シナジス費用助成事業。昨年までシナジスなかったのですが、そもそもこれはどんな事業なのか、シナジスとは何なのかを先に説明願います。

○委員長（佐々木 肇） 健康推進課長。

○保健福祉部副理事健康推進課長（工藤和彦） お答えいたします。

シナジスについてですけれども、これはRSウイルスというのに感染しますと、早産の方が重篤化する危険があるというので、予防のために薬をうつということで、それが保険適用になるのですけれども、6回にわたって毎月うつに当たっては、1回あたり3万円から5万円の経費がかかるということで、大変保護者の方の負担が大きいということで、それに対して助成をするというものであります。

以上でございます。

○委員長（佐々木 肇） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） どこかに書いていましたか、説明書。説明資料にあったそうです。

このシナジスについては、今まで助成してもよかったのに、いろいろな事情があってできなかったということの理由もあったかもわかりませんが、早産で生まれた子供がある程度大きくなるまで、しかも冬の間ウイルスに感染しないために、この予防接種をしないと、1回かかったときは重症になると

いうふうなことでありまして、1回当たり幾ら、1回で幾ら。1回当たり3万円か6万円かかるということで、それ10回やると、一冬で60万円ぐらいかかると。この助成は、やっぱり悩んでいる人がたくさんいらっしゃるということで、保険適用または医療費控除で後には対応できるというものの、一時的には高額な負担がかかるということで、やったほうがいいのではないかと
いうふうなことは思っていました。あえてこの時期に来て始めるということについて、市長せつかくいらっしゃいますので、答弁お願いしたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

我々今回新たに子どもみらい部という部を創設いたしました。この趣旨は、るる申し上げているとおりでございますけれども、子供たちの支援、これをしっかりしていこう、その文脈の中で今回このシナジスの接種費用助成を行ったということでございます。

出生数としては430人見込んでおりますが、そのうち早産の子供さんが15人ということでありまして、さらに乳幼児医療費給付事業非該当が8人ということで、こういった方々をしっかりと支援する。「こどもは地域のたから」ですから、こういう支援をすることによって、子育て支援をさらに充実してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで第4款衛生費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 3時38分 休憩

午後 3時39分 再開

○委員長（佐々木 肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第5款労働費について、理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（三上達規） それでは、第5款労働費についてご説明いたします。

予算に関する説明書の54ページをお開き願います。

まず、第1項労働諸費、第1目勤労青少年ホーム運営費についてであります。これは勤労青少年ホームの管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、施設の管理及び施設の清掃業務に要する経費などと

なっております。

次に、第2目労働諸費についてであります。これは高齢者雇用及び労働対策に要する経費でありまして、主なものといたしましては、むつ市シルバー人材センター運営費補助金、Uターン就職等推進事業費及び新規高卒者市内定着支援事業費などとなっております。

以上が第5款労働費の費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。村中徹也委員。

○委員（村中徹也） きょうは、これで終わるみたいなので、1つだけお尋ねしておきます。

そもそも論からして、この勤労青少年ホームというのは何の目的で、誰が、何のためにやっているのか、これをお尋ねします。

○委員長（佐々木 肇） 産業振興課長。

○経済部産業振興課長勤労青少年ホーム館長（石田隆司） 勤労青少年ホームでございますが、当初の目的でございますが、市内中小企業に働く25歳未満の方を対象に当初始まったものでございます。ただ、現在利用状況を見ますと、25歳未満の方はわずか5%ということになっている現状でございます。

建物は、昭和46年開館でございますが、老朽化も進んでおりますが、必要最小限の修繕をしながら、現在皆様に使用していただいているというところでございます。

○委員長（佐々木 肇） 村中徹也委員。

○委員（村中徹也） 要するに、やゆした言い方をすると、もう集会所、公民館的なことにしか使われていないのです。そして、今の説明のとおり、建物は相当古いのです。ですから、これは名前、勤労青少年ホーム、先ほど説明がありましたが、もうこの目的を果たせない建物、果たせない社会状況になっていきますので、この先これは建て直す、建て替えるというと、相当な巨額な費用がかかりますので、段階的な形で、なくする、廃止する方向で私はいくべきだと思いますが、いかが思いますか。

○委員長（佐々木 肇） 産業振興課長。

○経済部産業振興課長勤労青少年ホーム館長（石田隆司） 現在市民体育館がない状況でございますが、新体育館完成までの間は体育館としての需要がかなりあるという認識もございまして、今後につきましては、運営委員会の皆様とも協議しながら、検討してまいりたいと考えてございます。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

- 委員（濱田栄子） 労働諸費のところではUターン就職等推進事業費についてお聞きします。これは例えばUターンしたいと思った方がご相談できるような事業だと思うのですけれども、事業内容をちょっとお知らせください。
- 委員長（佐々木 肇） 産業振興課長。
- 経済部産業振興課長勤労青少年ホーム館長（石田隆司） Uターン就職等推進事業費でございますが、これは市外からの人材の流入を目的とした事業でございます。都市部へ進学した学生や都市部に勤務するUターン就職者の受け入れを希望する企業に対して、支援制度では受け入れる際の環境整備などについてレクチャーするセミナーを開催すると。そのほか外国人技能実習生の受け入れを希望する企業に対しましても、相談会や説明会を開催する事業でございます。
- 委員長（佐々木 肇） 濱田栄子委員。
- 委員（濱田栄子） これは、では企業に対して説明会を開催するための助成金ということなのですね。そして、その企業に対してどういった、例えば助成を出すにしても、ここにいない方たちが来ることですので、地区外に住む方に発信しなければならないですよ。そのためには、インターネットとかいろいろな情報の発信の仕方をしなければならないのですけれども、そういったことの、広くそれは広報の仕方をお任せした助成なのでしょうか、それともこういったことも含めてほしいというふうな意見をつけての助成なのですか。
- 委員長（佐々木 肇） 産業振興課長。
- 経済部産業振興課長勤労青少年ホーム館長（石田隆司） 今回は、直接Uターンを希望する方の前に、その下地を整えたいと思いますか、企業の皆様にどうすればUターン就職の受け入れに係る細かな準備ができるのかとか、そのようなものを企業に対して説明会を開催すると。そのうえで、その先実際の都心部などからの受け入れについては新たな事業が必要であるとか、そういうことがあれば、今後検討してまいりたいと考えてございます。
- 委員長（佐々木 肇） 濱田栄子委員。
- 委員（濱田栄子） Uターンとなれば、若い人とか中高年もありますけれども、やはり向こうからこちらの情報をとるのはインターネット、フェイスブックやLINEといった、そういった通信を利用して、「むつ市」をやっぱり検索すると思うのです。ですから、むつ市のホームページ等からそういった企業にリンクできるような体制も整えながら、事業の実行をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。
- 委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐々木 肇) 質疑なしと認めます。

これで第5款労働費についての質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。本日の審査はこの程度にとどめ、次回は3月12日月曜日、午前10時よりこの場において審査を続行したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐々木 肇) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

(午後 3時47分 散会)